加盟負担金・役員等に関する細則

（加盟負担金等）

第１条　負担金等の変更は、事務局からの提案により、理事会において決定し、総団体会の承認を受ける。

２ 「公益財団法人日本体操協会」並びに「北海道体操連盟」の負担金等は、ホームページに掲載し周知する。

３　負担金等は、毎年、事務局が定める期日までに納入しなければならない。

４　本会に加盟、登録していない団体並びに個人は、別途各事業において定める資格を有する団体並びに個人を除くほかは、北海道体操連盟並びに本協会が主催、主管するトランポリンの事業に参加することを認めない。但し、バッジテスト（検定会）に関してはこの限りではない。

５　本会の会長の加盟負担金は200,000円とする。

６　本会の副会長の加盟負担金は、20,000円とする。

（総団体会）

第２条　総団体会は、本会に団体登録した団体で構成される。

２　総団体会へ書面送付する際の宛先は、各団体の事務局代表とする。

３　総団体会へ承認業務に関する通知を送付後、期限までに返信がない場合は理事会決定事項について承認されたものとみなす。

（理事長）

第３条　理事長は、加盟団体理事に該当しない場合も議決権を有す。

２　第６条で定める団体は、役員選考委員会で理事長として推薦された者が所属する場合は、その者を加盟団体理事とする。

３　役員選考委員会で推薦された者以外の者を理事会で理事長として選出した場合、その者は事業運営委員長となる。

４　理事は、あらかじめ理事の互選により定められた順位に従い、理事長が不在の時は、その職務を代理し、理事長が欠員の時にその職務を行う。（理事長代理）

（地区の振り分け）

第４条　本会で称する地区とは、以下の各号に定める４地区とする。

⑴　石狩、後志、胆振、渡島、桧山地区（道央地区）

⑵　上川、宗谷、空知、留萌地区（道北地区）

⑶　十勝、根釧、日高地区（道東地区）

⑷　網走、北見地区（北網地区）

（加盟団体理事）

第５条　規約第８条第８項の「加盟登録団体の内、細則に定める団体」は、本会に登録した団体の内、加盟人数が５名以上の団体とする。

２ 役員選考委員会で選考された会長指名委員が所属する団体は、その者を加盟団体理事として選出し事務局まで報告するものとする。ただし、複数名所属する場合は、次の順位で選出する。

⑴　理事長として推薦された者

⑵　事業運営委員会各専門部の部長

⑶　事業運営委員会各専門部の部員

３　会長指名委員が所属しない団体は、団体に所属する本会加盟者の中から１名（満年齢１８歳以上の者）を加盟団体理事として選出し、あらかじめ事務局まで報告するものとする。

４　任期途中で加盟団体理事が退任等した場合は、該当団体は新たな理事を選出し、事務局まで報告するものとする。

５　任期途中で団体の人員が減少し、加盟団体理事の条件に該当しなくなった場合でも、加盟団体理事は任期満了まで職務を実施する。

（会長指名委員）

第６条　会長指名委員は、事業運営委員長（理事長）のほかは第11条に定める事業運営委員会の専門部に所属し、業務を遂行する。

２　任期途中で会長指名委員に欠員が生じ、業務に支障をきたす場合は、理事会は事業運営委員会の要請により代替委員を選出する。なお、この場合、事後に総団体会の承認を得なければならない。

（理事会）

第７条　定期理事会の構成員となる会長指名委員の代表者は、事業運営委員会の各専門部の部長とする。但し、各専門部の部長が理事会に出席できない場合、理事長の承認を得て、それぞれの専門部の部員を代理として出席させることができる。

２　各専門部の部長または代理の部員が加盟団体理事に該当しない場合は、議決権を有しない。

３　加盟団体理事の理事会出席に伴う費用は、それぞれの団体の負担とする。

４　理事長及び会長指名委員の代表者が、加盟団体理事に該当しない場合の理事会出席に伴う費用は、別に定める旅費規程に基づいて支給する。

５　理事会の議事録は、出席理事がそれぞれ確認する。

６　理事会の開催通知は、開催日の概ね１ヵ月前に通知することとするが、臨時に開催する場合はこの限りでない。

７　副会長が任意で理事会に出席した場合の費用は、本協会では負担しない。

（会議議事録)

第8条　理事会の議事録は、庶務部が作成する。庶務部長若しくは代理の部員が各会議に出席できない場合は、出席した他の者が議事を記録し、庶務部長に報告する。なお、この場合、会議開催時に議事記録者を任命する。

２　議事決定事項の会員への周知は、ホームページに掲載する。なお、掲載時には個人情報に配慮する。

（財務委員会）

第９条　財務委員会は、本協会の日常的な財政基盤の確立及び本協会が関連する大規模な事業の健全なる会計（歳入・歳出）に関わる事項について審議、検討する。

２　財務委員会の委員長は、会長とする。

３　財務委員会での検討結果は、理事会において決定し、総団体会の承認を受ける。

（表彰委員会）

第１０条　表彰委員会は、本道トランポリン界の発展に寄与した者の中から、本協会として表彰すべき候補者の選考、並びに他の団体から依頼された候補者推薦の選考にあたる。

２　候補者の選考基準等については、別に定める表彰規程による。

３　表彰委員会の委員長には、副会長の中から選出された代表者がこの任にあたる。

４　各賞候補者の選考結果は、理事会において決定し、総団体会の承認を受ける。

５　但し、諸般の事情により、総団体会の承認を待てない場合には、理事会の決定によることとし、その後の総団体会に報告しなければならない。

**（事業運営委員会）**

第１１条　事業運営委員会は、事業を円滑に遂行するため、事務局のほか次の各号に掲げる委員会に置く専門部で構成し、それぞれに必要な人員を配置して、理事会で決定した専門的事項の処理に当たる。

⑴　総務委員会

ア　庶務部・・・・・・部長１名、部員１名

⑵　普及委員会

ア　普及指導部・・・・部長１名、部員１名

イ　シャトル事業部・・部長１名

⑶　競技委員会

ア　競技部・・・・・・部長１名、部員２名

ブロック部員（各地区１名計４名）

イ　審判部・・・・・・部長１名、部員１名

ブロック部員（各地区１名計４名）

ウ　強化部・・・・・・部長１名、部員２名

２　各委員会は、それぞれの委員会を統括する委員長を部長から互選で選任する。

３　ブロック部員は第４条に掲げられた各地区から各１名を選出し、役員改選を行う際に開催される役員選考委員会に報告するものとする。なお、加盟団体理事が兼務することを妨げない。

４　各部は、理事会の承認を得て必要に応じて加盟会員の中から部員を選任増加することができる。なお、増加した部員が会長指名委員となる場合は、事後に総団体会の承認を得なければならない。

５　会長指名委員の部員を、加盟団体理事から選任することを妨げない。

６　事務局は、理事会の承認を得て必要に応じて局員を増加することができる。なお、事業運営委員会の各部に所属する者及び加盟団体理事が局員を兼務することは認めない。

（役員選考委員会）

第１２条　理事会は、役員改選時に役員選考委員会を設ける。

２　役員選考委員会は、副会長の代表者、理事長、第４条に掲げられた地区から選出した各地区１名の委員で構成する。

３　各地区は、加盟会員（満年齢１８歳以上の者）から委員を選出し、役員選考委員会の通知に従って、理事長に報告するものとする。なお、加盟団体理事から委員を選出することを妨げない。

４　各委員の役員選考委員会出席に伴う費用は、別に定める旅費規程に基づいて支給する。

５　役員選考委員会は、事務局長、事務局次長、事業運営委員会に所属する会長指名委員を選考し、総団体会の承認を受ける。

６　役員選考委員会は、事業運営委員長を選考し、理事長として理事会に推薦する。

（細則の改廃）

第１３条　本細則の改廃は、理事会の決定を経た後、総団体会での承認を必要とする。

附　則

１　本細則は、2019年４月１日から施行する。

２　役員・負担金細則（昭和５４年５月２０日制定）は廃止する。

３　本細則は、2022年２月5日から施行する。（会議WEB参加追加）

４　本細則は、2024年4月8日から施行する。ただし、現役員の任期が満了するまで役員及び部員の変更は行わず現体制を維持し、加盟団体理事の選出は行わないが、総団体会における承認業務は実施する。（代議員会廃止に伴う改正）